

学校統廃合等の検討基準の他市の事例

熊谷市立学校の適正な規模に関する基本方針

学校統廃合等の検討基準

①小学校の場合

基準		対応
ア	複式学級の編制が見込まれる場合	直ちに、学校統廃合等の適否について検討する。
イ	全学年で単学級となることが見込まれる場合	児童数の動向に注視しつつ、学校統廃合等の適否について検討する。

②中学校の場合

基準		対応
ア	複式学級の編制が見込まれる場合	直ちに、学校統廃合等の適否について検討する。
イ	全学年で2学級以下となることが見込まれる場合	児童数の動向に注視しつつ、学校統廃合等の適否について検討する。

鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方

【学校の存置を検討する基準（小学校）】

○全ての学年が単学級になった状態もしくは予想される状態であって、集団教育活動に制約が生じる場合

○小中一貫教育の推進と地域の実情を踏まえ、より大きな教育効果が期待される場合

【学校の存置を検討する基準（中学校）】

○全校の学級数が4学級以下になった状態もしくは予想される状態であって、集団教育活動に制約が生じる場合

久喜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針

学校統廃合等の検討の基準

【小学校の場合】

基準		対応
①	複式学級の編制が見込まれる場合	1学年の児童数が極端に少ないことから、速やかに学校統廃合等の適否について検討する。
②	①を除く6学級の学校	児童数の動向に注視しつつ、保護者等を対象に学校統廃合等に関する意向調査を実施する。なお、保護者等の意向に応じて、学校統廃合等の適否について検討することもできる。

【中学校の場合】

基準		対応
①	5 学級以下の学校	全学年が複数学級（全校 6 学級以上）となるように、速やかに学校統廃合等の適否について検討する。
②	6 学級の学校	生徒数の動向に注視しつつ、保護者等を対象に学校統廃合等に関する意向調査を実施する。なお、保護者等の意向に応じて、学校統廃合等の適否について検討することもできる。